

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 7.</p>	<p>カバー取引先 ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 (Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.) 金融商品取引業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/イギリス 金融庁 株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本 金融庁 コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 U B S 銀行東京支店 (UBS AG, Tokyo Branch) 銀行業/日本 金融庁 <u>シティバンク、エヌ・エイ</u> (Citibank, N. A.) 銀行業/イギリス 金融庁</p>	<p>カバー取引先 ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 (Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.) 金融商品取引業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本 金融庁 コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 U B S 銀行東京支店 (UBS AG, Tokyo Branch) 銀行業/日本 金融庁 <u>シティバンク銀行株式会社</u> (Citibank Japan Ltd.) 銀行業/日本 金融庁</p>
<p>外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 8.</p>	<p>弊社は、お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口及びみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。尚、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間にかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません、その間も金融庁長官の指定する金融機関(ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、イーバンク銀行、ジャパンネット銀行、住信SBIネット銀行、及びセブン銀行)において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。</p>	<p>弊社は、お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の外国為替証拠金分別管理信託口座及びみずほ信託株式会社の外国為替証拠金分別管理信託口にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。尚、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間にかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません、その間も金融庁長官の指定する金融機関(ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、イーバンク銀行、ジャパンネット銀行、住信SBIネット銀行、及びセブン銀行)において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。</p>

<p>3. 本人確認書類の提出 (個人のお客様の場合)</p>	<p>口座開設及び住所変更の場合 いずれか1点をご提出下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各種健康保険証 (共済組合員証は健康保険証に準じます。) 住所等手書きの記載によるものはお受け致しかねます。 後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証による口座開設はお受け致しかねます 運転免許証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード 住所、氏名、生年月日の記載があるもの 住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書 外国人登録原票記載事項証明書 <p>1~4 は有効期限内又は現在有効なもの写し(裏表両面)をご用意下さい。 5~8 は作成・発行から3ヶ月以内のもの(コピー可)をご用意下さい。 本籍が記載されている本人確認書類をご送付頂く場合、本籍を黒く塗りつぶして頂きますようお願い致します。 (本籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送り下さい。) <u>その他、弊社が定める住所確認書類を提出して頂く場合がございます。</u></p>	<p>口座開設及び住所変更の場合 いずれか1点をご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各種健康保険証 (共済組合員証は健康保険証に準じます。) 住所等手書きの記載によるものはお受けいたしかねます。 後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証による口座開設はお受けいたしかねます 運転免許証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード 住所、氏名、生年月日の記載があるもの 住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書 外国人登録原票記載事項証明書 <p>1~4 は有効期限内又は現在有効なもの写し(裏表両面)をご用意下さい。 5~8 は作成・発行から3ヶ月以内のもの(コピー可)をご用意下さい。 本籍が記載されている本人確認書類をご送付頂く場合、本籍を黒く塗りつぶして頂きますようお願い致します。 (本籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送り下さい。)</p>
<p>3. 本人確認書類の提出 (法人のお客様の場合)</p>	<p>1.履歴事項全部証明書 ご注意 発行から3ヶ月以内の原本(コピー不可)をご用意下さい。 商号、住所変更の如何にかかわらず、本人確認の際に必要となります。</p>	<p>1.登記簿謄本、<u>履歴事項全部証明書のいずれか1点</u> ご注意 発行から3ヶ月以内の原本(コピー不可)をご用意下さい。 商号、住所変更の如何にかかわらず、本人確認の際に必要となります。</p>
<p>22. 証拠金等の出金</p>	<p>【外貨】 当日24時まで受け付けた出金については、翌々営業日までに現金します。但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合は、スポット応答日が異なる為、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となり得ます。 <u>外貨送金手数料は無料です。尚、ご登録頂いている金融機関によっては、リフティングチャージ等の手数料が徴収される場合がございます。</u></p>	<p>【外貨】 当日24時まで受け付けた出金については、翌々営業日までに現金します。(但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合、スポット応答日が異なるため、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となり得ます。外貨送金手数料につきましては、弊社の所定の送金手数料をお支払い頂くことがありますので、お客様の外貨ex口座の残高に、弊社所定の外貨送金手数料分の円資産がない場合、外貨出金を承ることができない場合がございます。</p>

41. 資産の保全について
(2)

受益者代理人を通して、ご本人様確認の上、お客様に実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。

但し、信託保金は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがあります。

また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として顧客区分管理必要額を弊社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託致します(三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当該計算を行いません)。このとき、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。

その為、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。

弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限としてお客様に帰属すべき顧客区分管理必要額により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様ご本人確認をさせて頂く必要がございますので、お客様の個人情報を受益者代理人及び信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供する事がございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、外貨 ex のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求する事はできません。また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行は外貨 ex の運営、および受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。

受益者代理人を通して、ご本人様確認の上、お客様に実際の有効証拠金額に応じて返還することが可能となります。

ただし、信託保金は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがあります。

また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として有効証拠金額を弊社が算出し、有効証拠金額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託いたします(三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当該計算を行いません)。このとしません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金である事がその名義によき、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。

そのため、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致り明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動などにより、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。

弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額から諸費用を控除した額を上限としてお客様に帰属すべき証拠金等債務額(弊社がお客様に返還すべき証拠金等の額)により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様ご本人確認をさせて頂く必要がございますので、お客様の個人情報を受益者代理人及び信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、外貨 ex のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行は外貨 ex の運営、および受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。